

新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 10月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 37 号

新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例
の一部を改正する条例

(新潟市めいせいデイサポートセンター条例の一部改正)

第1条 新潟市めいせいデイサポートセンター条例（平成8年新潟市条例第1号）の一部
を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第5条第25項」を「第5条第28項」に改める。

(新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第2条 新潟市立児童発達支援センター条例（平成27年新潟市条例第2号）の一部を次
のように改正する。

第2条第1号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。